

セルフメディケーション税制のご案内

市販薬を自ら購入するなどして健康管理を行う「セルフメディケーション（自己治療）」に取り組む人を対象に、所得税の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が平成29年1月から施行されました。

1. セルフメディケーション税制の概要

(1) 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査（メタボ健診）など一定の検診等を受けた方

(2) 対象医薬品

薬局やドラッグストアなどで販売される特定の市販薬（スイッチOTC医薬品）（OTC＝Over The Counter カウンター越しに販売する）

※対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク（右図）が表示され、レシート（領収書）には対象製品であること（★印など）が表記されます。



画像提供：日本一般用医薬品連合会

(3) 医療費控除できる金額

対象医薬品の年間購入費（扶養家族分を含む）が1万2,000円を超えれば、その超えた金額を所得控除できます。その上限額は8万8,000円とされています。なお、平成29年分の確定申告では、平成29年1月1日から同年12月31日までに支払ったものが対象です。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のいずれかを選択することになります。

2. セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受けるための手続

(1) 確定申告時に必要となる書類

次の①及び②の両方の書類が必要になります。

① 検診等の受診を証明する書類（検診等の領収書又は結果通知表）

※検診等の例：インフルエンザ予防接種、市町村のがん検診、会社の定期健康診断、人間ドック等の健康診査

② 対象医薬品のレシート（領収書）（対象製品であること（★印など）の表記があるもの）

(2) レシート等の保管について

特例を受ける場合は、1月1日から12月31日までに購入した医薬品のレシート（領収書）および検診等の領収書又は結果通知表の保管をお願い致します。